

看護師養成課程における子どもの心に関する教育の実施状況



船越明子(三重県立看護大学) 角田秋(聖路加国際大学) 羽田有紀(三重県立看護大学)

背景

子どもの心のケアに携わる看護師は、自らの看護実践に不安や疑問を抱いている。その理由の一つに、看護師を養成する教育課程のカリキュラムにおいて、子どもの心の問題に対する看護が十分に位置づけられてこなかったことが挙げられる。

目的

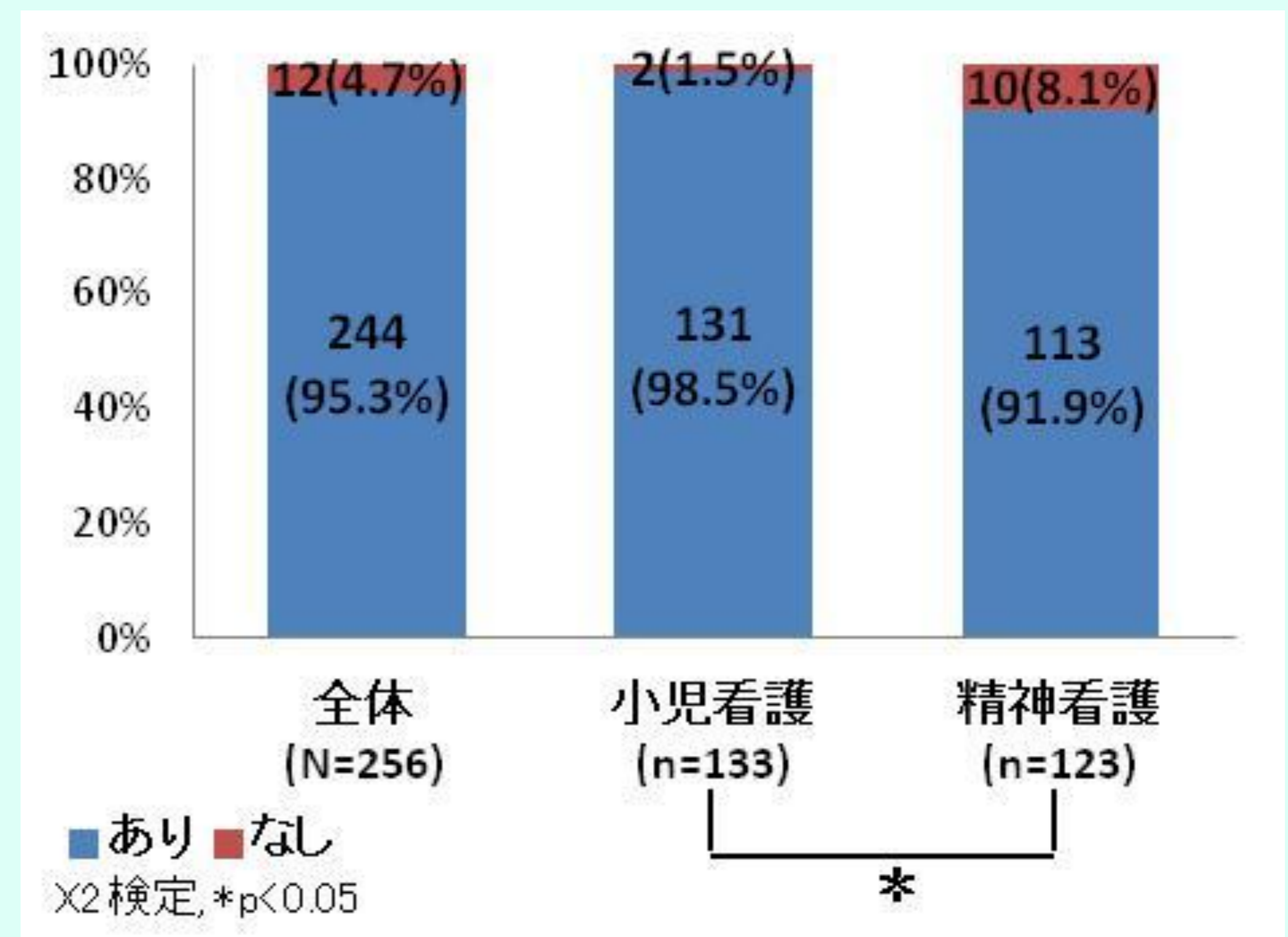
看護師養成課程における子どもの心に関する教育について、小児看護学と精神看護学の教員による実施状況を明らかにすること

結果

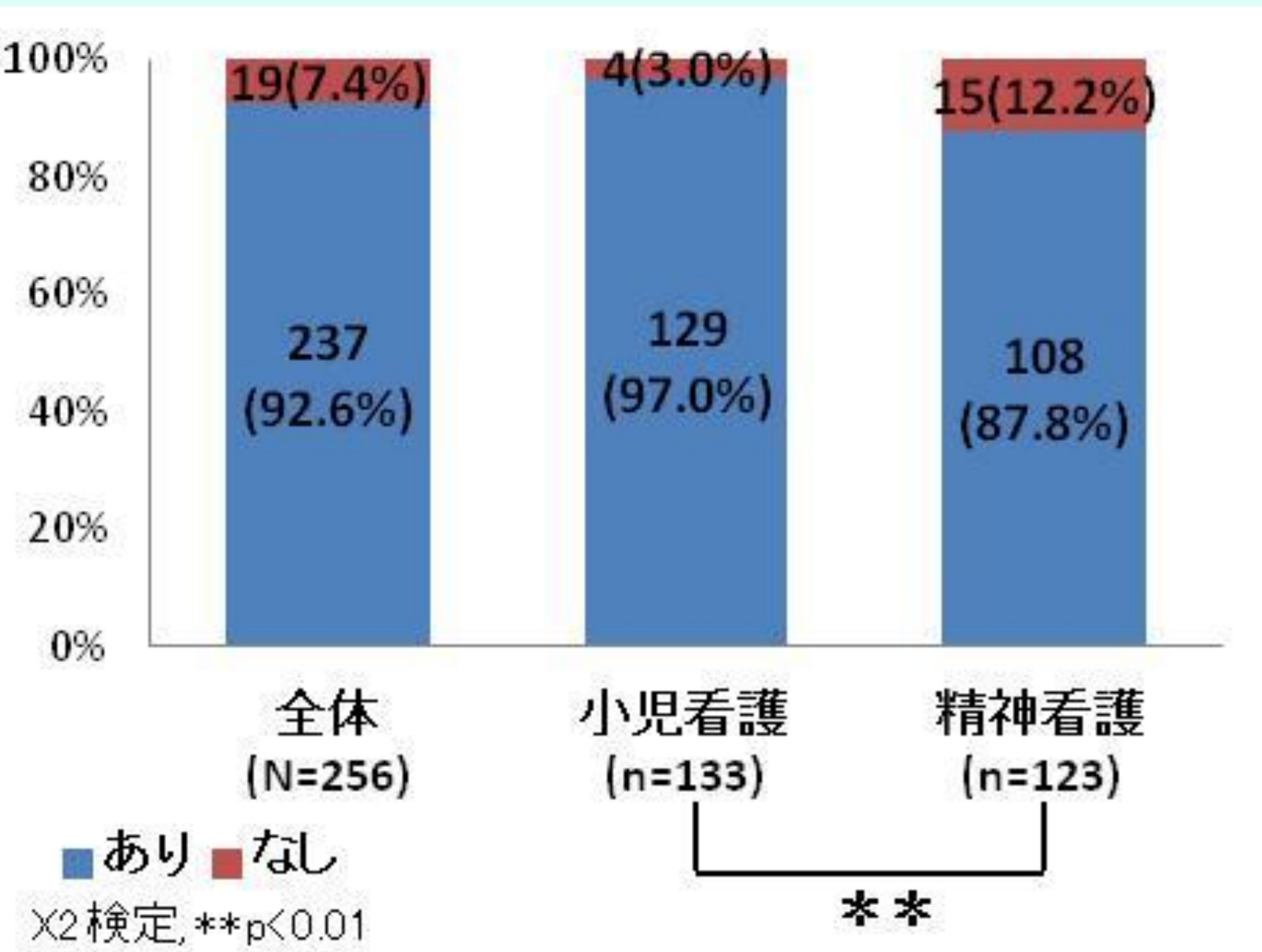
- 小児看護133校(39.8%)、精神看護123校(36.8%)から回答を得た。
- 小児看護、精神看護を担当する専任教員数の最頻値および中央値は、いずれも学校が3人、養成所が1人であった。そのうち、児童・思春期精神科病棟での勤務経験を有する教員が一人もいない教育機関が全体の80.1%、担当教員全員が精神疾患をもつ18歳以下の子どものケアを行った経験がないという教育機関は、全体の43.0%であった。
- 子どもの心に関連する7項目の授業内容の実施率は、子どもの心の発達、子どものメンタルヘルス、法律、精神疾患の概念と治療については、小児看護と精神看護の両方で、概ね8割以上の教育機関が取り扱っていた。一方、精神疾患を有する子どもの看護、子どもの心のケアに関する支援機関、精神疾患をもつ子どもの家族への支援については、概ね4割を下回る実施率であった。

方法

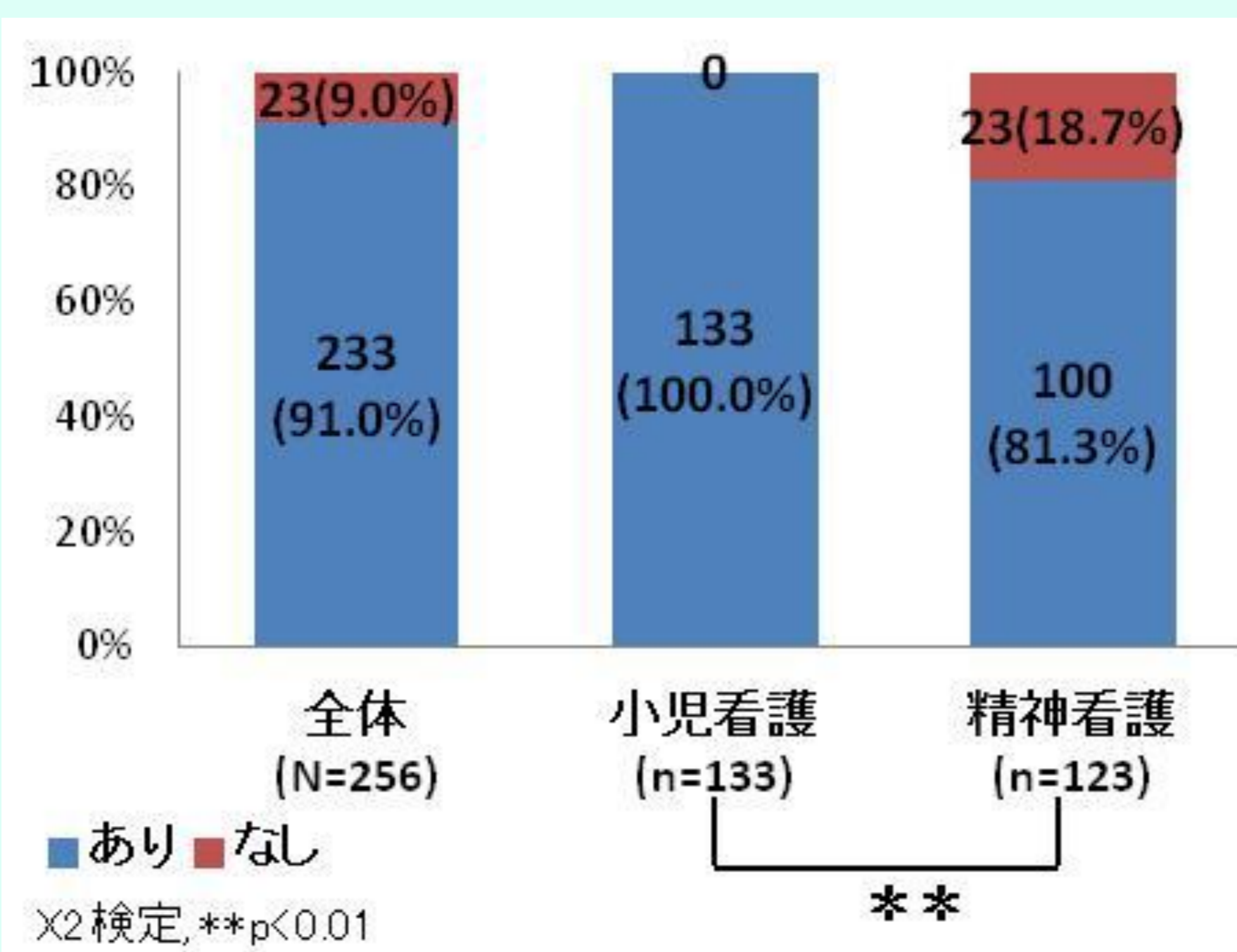
小児看護学および精神看護学を担当する教員を対象に、郵送法による自記式質問紙調査を実施した。対象施設は、平成25年度の文部科学大臣指定(認定)医療関係技術者養成学校一覧の看護師学校238校、および、厚生労働省東海北陸厚生局管轄の看護師養成所96校の計334校とし、子どもの心に関連する7項目の授業内容の実施状況について、当該専門領域を代表する意見として質問紙に回答を得た。X2検定を用いて小児看護と精神看護の比較を分析した。



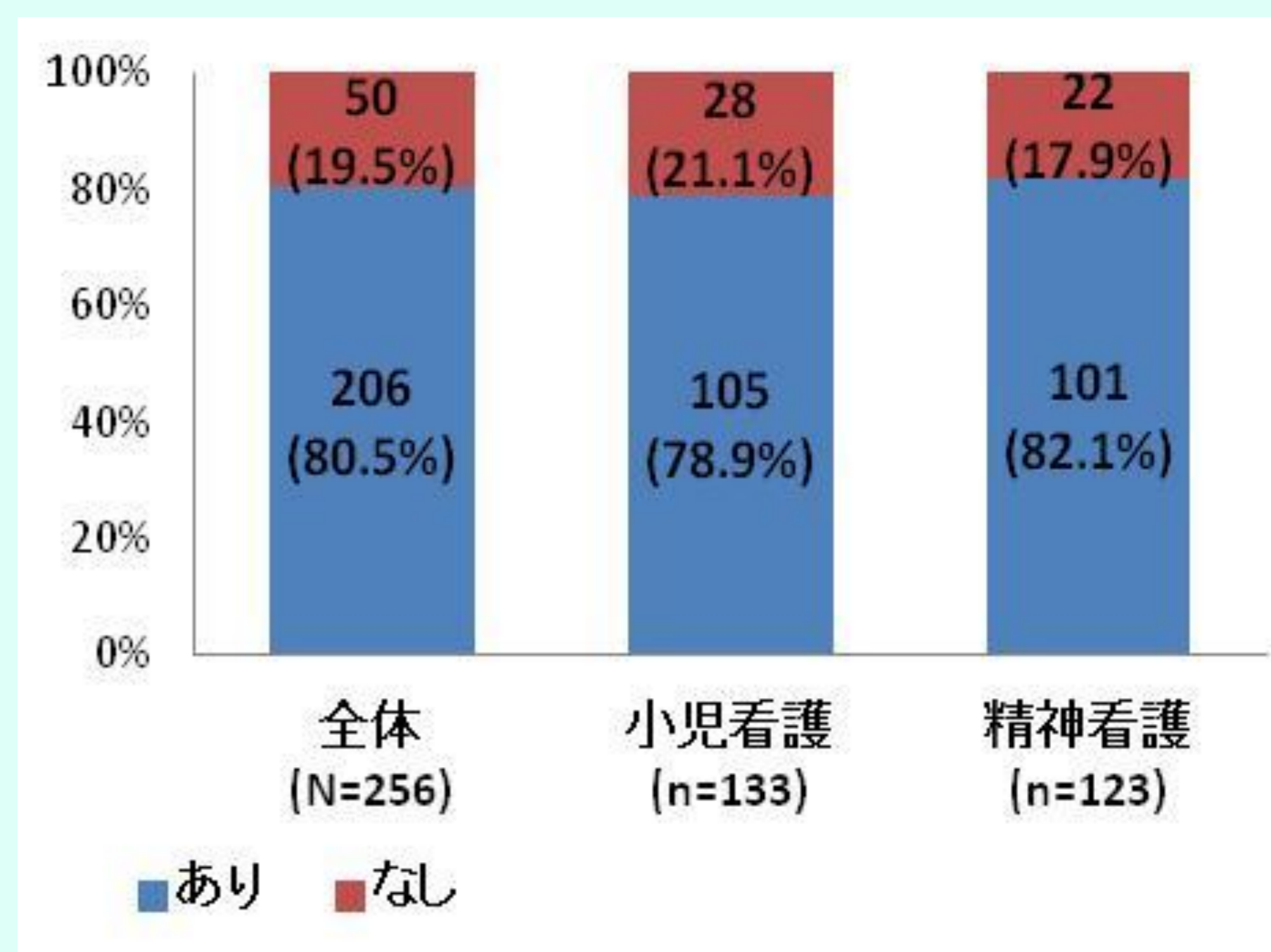
子どもの心の発達



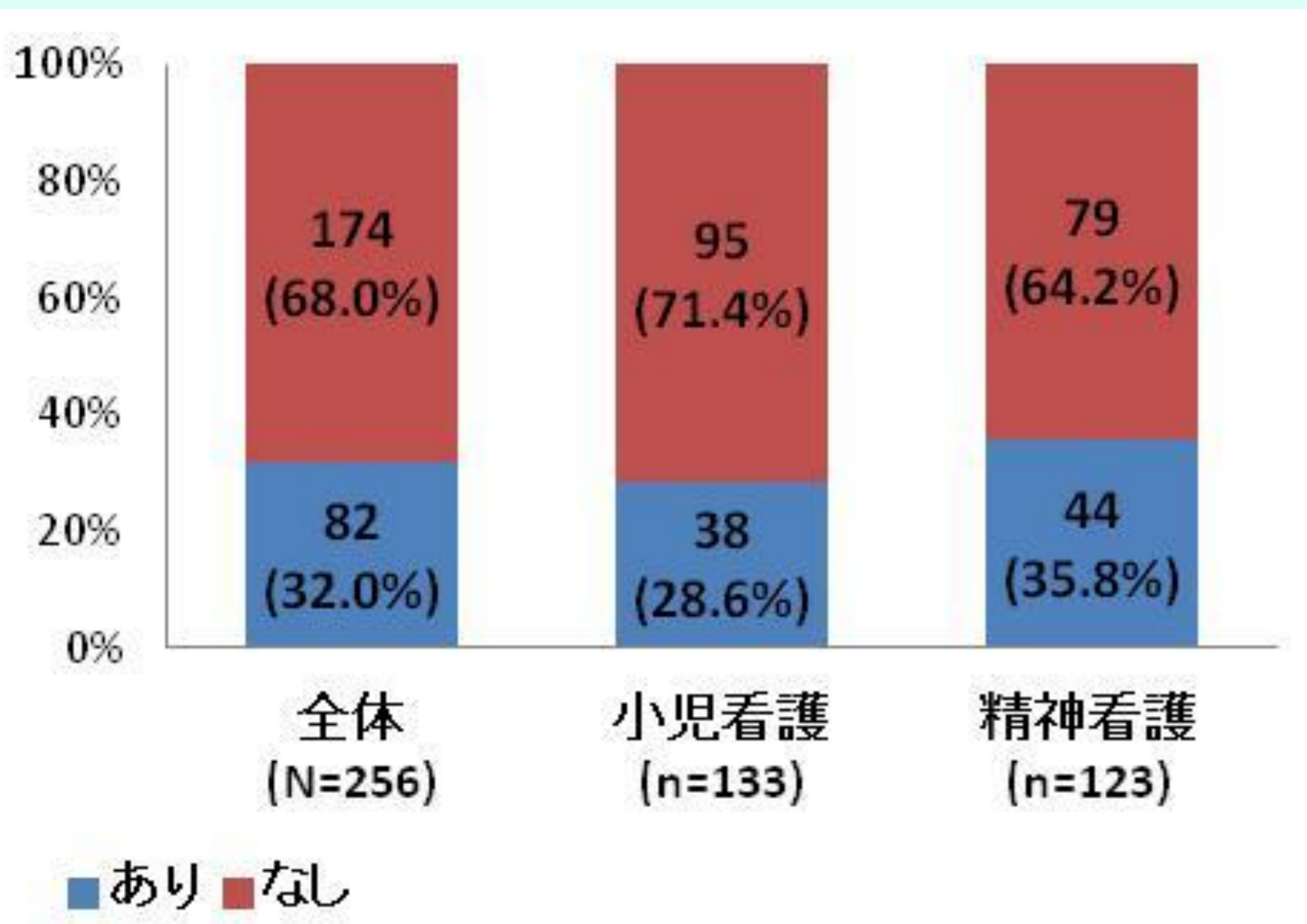
子どものメンタルヘルス



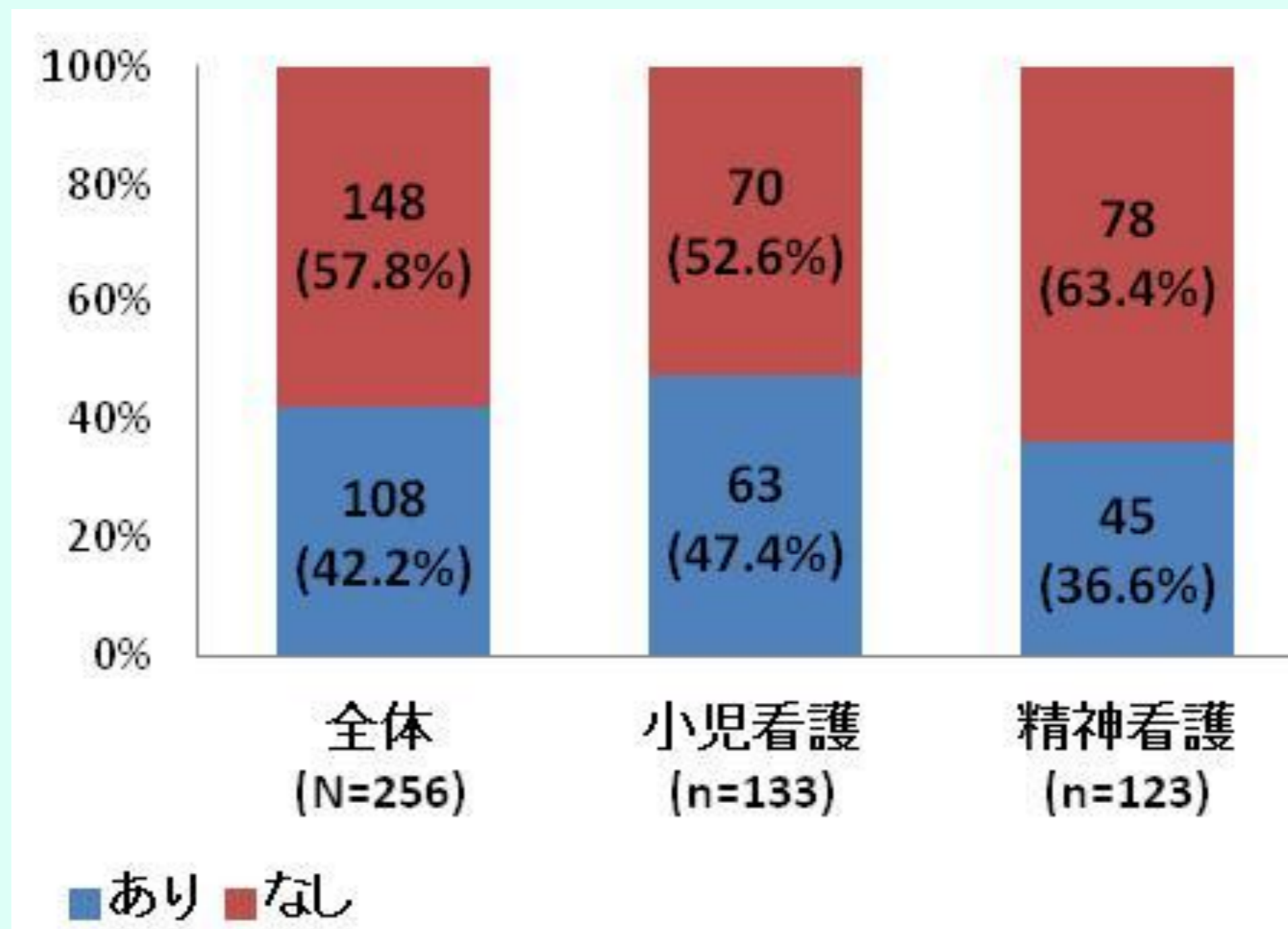
子どもの心に関する法律



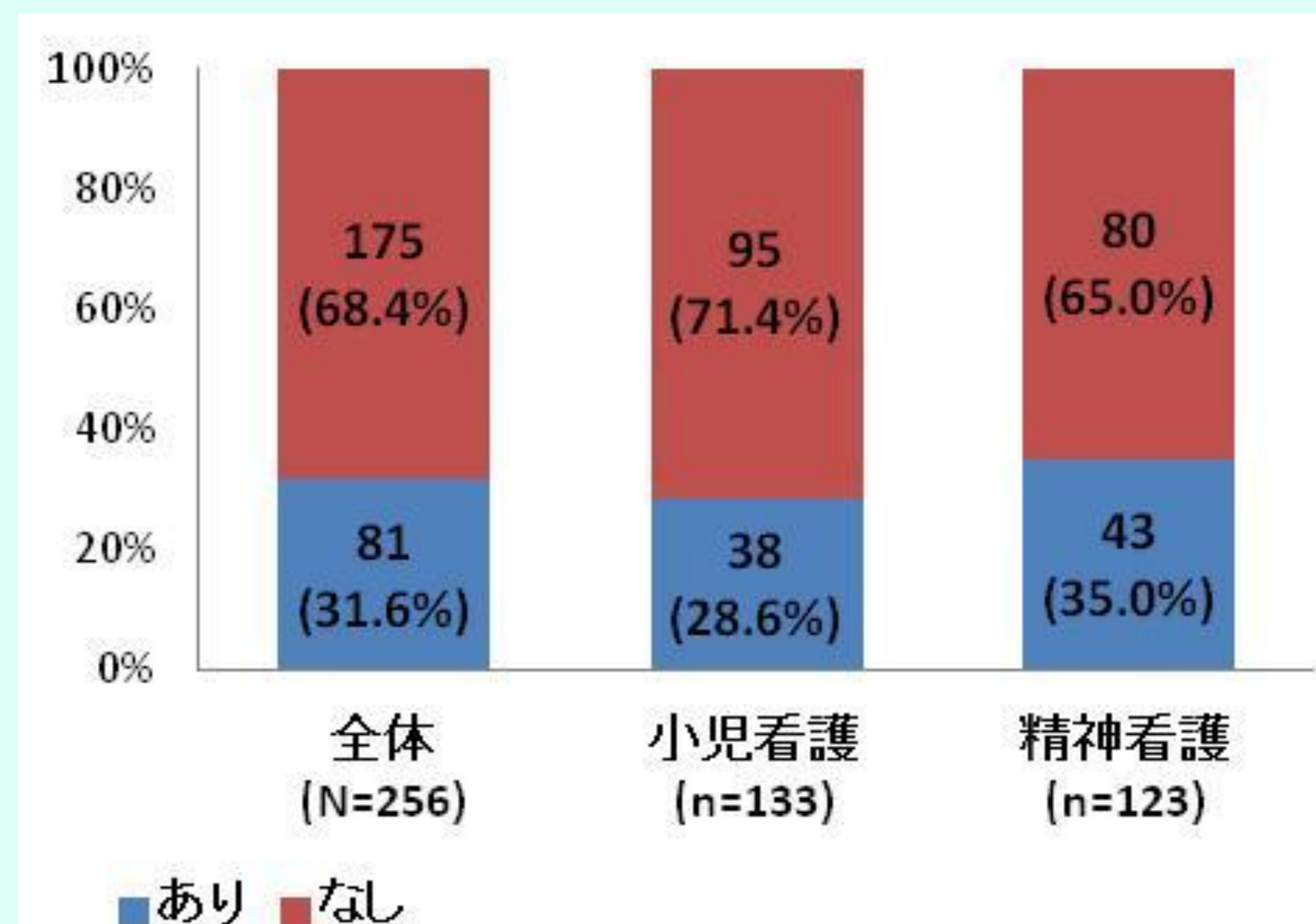
子どもの精神疾患の概念と治療



精神疾患を有する子どもの看護



子どもの心のケアに関する支援機関



精神疾患をもつ子どもの家族への支援

- 看護師養成課程において、子どもの心に関する授業をより充実させる必要があるかを4段階で質問したところ、「必要がある」が121名(48.8%)、「どちらかという必要がある」が105名(41.0%)であり、約9割の課程が必要を感じていた。

考察

看護師養成課程における子どもの心に関する教育は、基礎的な知識を教授するにとどまっておらず、看護の実践的内容の教育は十分に実施されているとはいえない状況が明らかとなった。この背景には、児童・思春期精神科看護の臨床経験をもつ教員が配置されている教育機関が少ないことや、現行のカリキュラムの中では授業時間を確保することが困難なことが挙げられる。子どもの心に関する教育は、小児看護と精神看護だけでなく、母性看護や在宅看護とも関係があり、助産師、保健師、養護教諭の教育課程にも含まれており、複数の専門領域が関連する教育内容である。専門領域間で教育内容を調整することで、教育内容を充実させることが可能と考えられる。

倫理的配慮

対象者に対して、研究の主旨、匿名性の確保、研究結果の公表、調査への参加は自由意志であること、研究参加への有無によって不利益を被らないことを書面で説明し、調査票の返送をもって同意が得られたとした。また、三重県立看護大学研究倫理審査会による承認を受けた。

謝辞

本研究にご協力くださいました対象者の皆さまに深く感謝申し上げます。本研究は、文部科学省科学研究費助成事業 基盤研究(C)「児童・思春期精神科病棟における看護実践能力向上のための学習プログラムの構築」の一部として実施致しました。本研究の詳細は、「子どものこころのケアと看護」と題したホームページ上に記載しております。

